



TOKIO MARINE
ASSET MGT

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2024年6月10日

いちよし・グローバル好配当戦略ファンド (年6回決算型)

愛称: ミズナラ

追加型投信/内外/資産複合



❗ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行います。

東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

照会先

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク

0120-712-016

受付時間: 営業日の9時~17時

受託会社

ファンドの財産の保管・管理を行います。

三井住友信託銀行株式会社

みんなの文字®

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式・不動産投信) 資産配分 固定型))	年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行う「いちよし・グローバル好配当戦略ファンド(年6回決算型)」の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年5月23日に関東財務局長に提出しており、2024年6月8日にその効力が生じています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産と分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

【委託会社の情報】 2024年2月末現在

委託会社名	東京海上アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年12月9日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆628億円



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1

投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界の株式、不動産投資信託（以下、REITといいます。）に分散投資を行います。

- 各投資信託証券への投資比率は、以下を基本とします。

投資対象資産	投資信託証券/主な投資方針	投資比率
世界のREIT・不動産関連企業の株式	「ウエリントン・グローバル・プロパティ・ファンド（ＪＰＹ Ｓクラスー四半期配当 ヘッジなし）」 以下、「グローバル・プロパティ・ファンド」といいます。	45%
	・不動産の開発、運営、サービスおよび所有等の事業活動を行う、新興国を含む世界のREITおよび株式に投資します。	
世界の株式等	「ウエリントン・グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド（ＪＰＹ Ｓクラスー四半期配当 ヘッジなし）」 以下、「グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド」といいます。	30%
	・新興国を含む世界の企業の株式等に投資します。 ・事業の強靱さ、収益の安定性、高配当の特徴を持ち、一時的な要因で株価が割安になっていると運用者が考える企業を選別します。	
日本の株式	「いちよし日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）」 以下、「日本好配当株ファンド」といいます。	25%
	・予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資します。	

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※各投資信託証券の内容については、後掲の「投資信託証券の概要」をご参照ください。

2

各投資信託証券においては、中長期的な値上がり益の獲得と配当収益の確保に着目した運用を行います。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等



ファンドの目的・特色

3

実質的な運用は、「ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー」と「いちよしアセットマネジメント株式会社」の2社が行います。

- 世界の REIT・不動産関連企業の株式(グローバル・プロパティ・ファンド)
- 世界の株式等(グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド)

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

所在地: 米国マサチューセッツ州ボストン

- 世界最大級のプライベート(非公開)資産運用会社であるウエリントン・マネージメントの傘下です。
- 長年にわたり世界の機関投資家、公的・企業年金、金融機関、富裕層顧客等を中心に、投資機会と運用ソリューションを提供しています。

- 日本の株式(日本好配当株ファンド)

いちよしアセットマネジメント株式会社

- いちよし証券グループの一員として1986年10月に設立された、投資信託委託業務および、機関投資家、投資信託に対する投資一任・助言業務を展開する資産運用会社です。

4

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

次ページへ続く

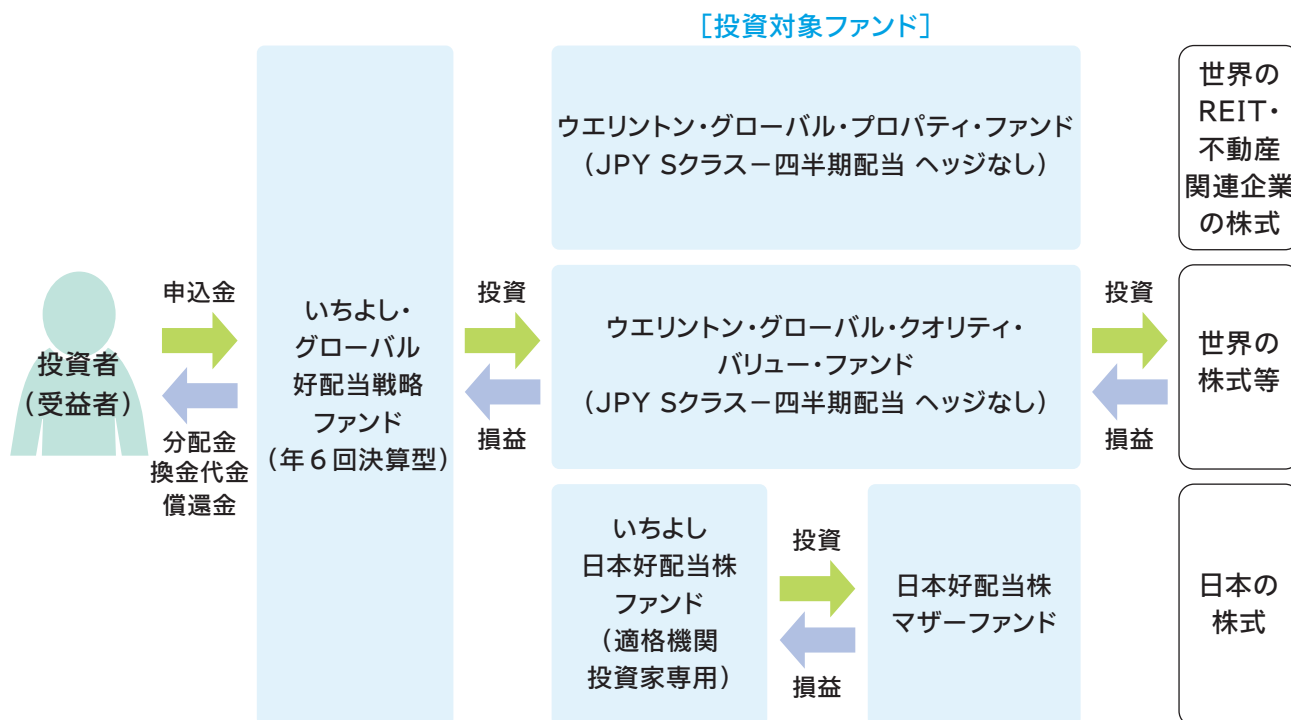
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ・ ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行う方式です。

主な投資制限

株 式	株式への直接投資は行いません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ等	投資対象とする投資信託証券において、デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

分配方針

◎年6回決算を行います。

- 1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

※第1計算期末（2024年9月10日）には、収益の分配を行いません。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配												

① 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。
実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

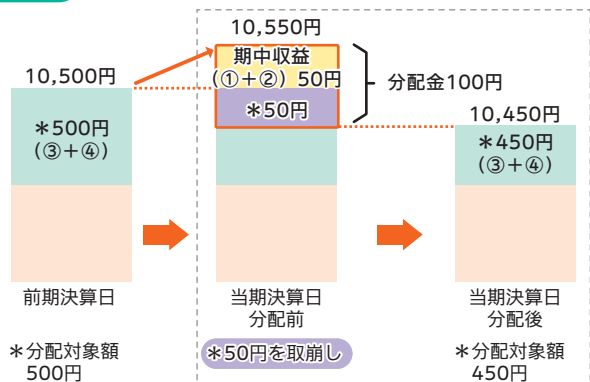
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

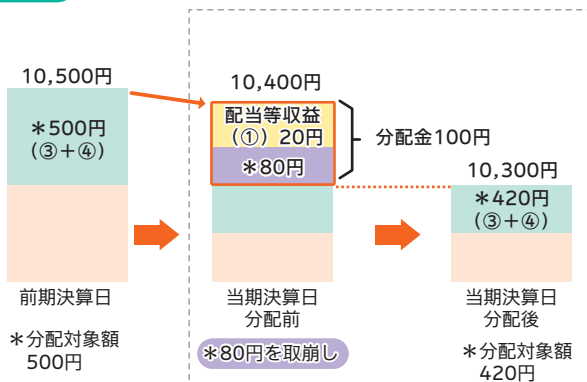
- ①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られなかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
投資者の購入価額 (当初個別元本) 普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後基準価額 個別元本	投資者の購入価額 (当初個別元本) 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後基準価額 個別元本

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

次ページへ続く



ファンドの目的・特色

実績報酬

- ファンドの信託報酬では、ファンドの純資産総額に一定率を乗じた基本報酬のほか、運用実績に応じてハイ・ウォーター・マーク方式により実績報酬がかかります。

※ハイ・ウォーター・マークとは、実績報酬を算出する際の基準となる価額です。

- 計算期間を通じて、前営業日の基準価額(10,000口当たり)がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、次の方法により計算し、ファンドの基準価額に反映されます。
実績報酬額は毎営業日に洗い替えを行います。

$$\text{実績報酬額} = (\text{前営業日の基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク}) \times 5.5\% (\text{税抜} 5\%) \\ \times (\text{計算日における受益権総口数} \div 10,000)$$

- 実績報酬額の実際の支払いは、毎計算期末または信託終了のとき当該前営業日の基準価額が当該ハイ・ウォーター・マークを超えている場合に、信託財産中から販売会社に支払われるものとします。(期中に一部解約が行われた場合、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額は基準価額の水準にかかわらず支払われます。)

ハイ・ウォーター・マークについて

- ① 設定日から最初の計算期末まで: 10,000円(10,000口当たり)
- ② 上記①以降: 毎計算期末において、毎計算期末の前営業日の基準価額が、
その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合
▶ 毎計算期末の翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、毎計算期末の前営業日の基準価額に変更されます。
その時点のハイ・ウォーター・マークを下回った場合
▶ ハイ・ウォーター・マークは変更されません。
- ③ 収益分配時の調整: 決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されます。

<実績報酬の留意点>

- 日々の基準価額は信託報酬(基本報酬および実績報酬)や経費が反映された後の価額です。したがって、実績報酬額の支払い時(毎計算期末または信託終了時)や一部解約時に実績報酬が基準価額からさらに差し引かれるものではありません。



ファンドの目的・特色

投資信託証券の概要

ウェリントン・グローバル・プロパティ・ファンド(JPY Sクラスー四半期配当 ヘッジなし)

正式名称:WELLINGTON MANAGEMENT FUNDS (IRELAND) PLC
- Wellington Global Property Fund - JPY Class S Q1 Distributing Unhedged

形態	アイルランド籍会社型投資信託／円建て
主要投資対象	新興国を含む世界のREITおよび不動産関連企業の株式
運用方針	・主として、不動産の開発、運営、サービスおよび所有等の事業活動を行う、新興国を含む世界のREITおよび株式に投資します。不動産関連企業以外にも、不動産資産への所有権を通じて不動産に大きなエクスポージャーを持つ発行体の株式に投資する場合があります。 ・アクティブ運用を通じてFTSE EPRA/NAREIT先進国インデックスのパフォーマンスを上回ることにより、信託財産の長期的な成長をめざします。 ・ボトムアップのファンダメンタルズ調査とトップダウンの不動産市場分析の両方に基づき、ウェリントン社のグローバル産業アナリストの知見を活用しつつ、財務や競争力評価による個別企業分析と潜在的なテナント需要の予測調査を組み合わせ運用を行います。
主な投資制限	・原則として、純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ・原則として、有価証券の空売りは行いません。 ・同一発行体への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。 ・ファンドのデリバティブ取引は、以下に定める目的にしたがってヘッジを行う以外には利用しません。 1. ファンドが投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的。 2. ファンドが投資の対象とする資産や負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的。 3. 先物外国為替取引により、ファンドが投資の対象とする資産や負債について為替相場の変動から生じるリスクを減じる目的。
収益分配	原則として、経費等控除後の配当等収益から分配を行います。毎四半期の最終ファンド営業日頃に分配を宣言し、7 ファンド営業日以内に支払います。
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日
信託財産留保額	ありません。
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対し、運用報酬年率0.60%、管理費用年率0.25%以内 この他、ファンドは、信託財産や収益に課される税、資産の売買に関わる費用、借入れに関わる費用、法務、税務等に関わる費用等を負担します。 ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えられられる場合、流動性等を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

主な関係法人	管理会社	: Wellington, Luxembourg S.à.r.l.
	投資運用会社	: Wellington Management Company LLP
	保管銀行	: State Street Custodial Services (Ireland) Limited
	管理事務代行会社	: State Street Fund Services (Ireland) Limited
ベンチマーク	FTSE EPRA/NAREIT先進国インデックス	

ウェリントン・グローバル・クオリティ・バリュー・ファンド (JPY Sクラスー四半期配当 ヘッジなし)

正式名称: Wellington Management Funds (Luxembourg) III SICAV
- Wellington Global Quality Value Fund - JPY Class S Q1 Distributing Unhedged

形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託／円建て
主要投資対象	新興国を含む世界の企業の株式等
運用方針	・主として、新興国を含む世界の企業の株式等に投資します。 ・アクティブ運用を通じてMSCI オール・カントリー・ワールド・インデックスのパフォーマンスを上回ることにより、信託財産の長期的な成長をめざします。 ・ボトムアップのファンダメンタルズ調査に基づき、事業の強靱さ、収益の安定性、高配当の特徴を持ち、一時的な要因で株価が割安になっていると運用者が考える企業を選別します。
主な投資制限	・原則として、純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ・原則として、有価証券の空売りは行いません。 ・同一発行体への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。 ・ファンドのデリバティブ取引は、以下に定める目的にしたがってヘッジを行う以外には利用しません。 1. ファンドが投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的。 2. ファンドが投資の対象とする資産や負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的。 3. 先物外国為替取引により、ファンドが投資の対象とする資産や負債について為替相場の変動から生じるリスクを減じる目的。
収益分配	原則として、経費等控除後の配当等収益から分配を行います。毎四半期の最終ファンド営業日頃に分配を宣言し、7 ファンド営業日以内に支払います。
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年9月30日
信託財産留保額	ありません。
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対し、運用報酬年率0.55%、管理費用年率0.25%以内 この他、ファンドは、信託財産や収益に課される税、資産の売買に関わる費用、借入れに関わる費用、法務、税務等に関わる費用等を負担します。 ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えられと考える場合、流動性等を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

主な関係法人	管理会社	: Wellington, Luxembourg S.à.r.l.
	投資運用会社	: Wellington Management Company LLP
	保管銀行、管理事務代行会社	: State Street Bank International GMBH, Luxembourg Branch
ベンチマーク	MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス	

いちよし日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）

主要投資対象	日本好配当株マザーファンド（以下、マザーファンドといいます。）受益証券 ＜マザーファンドの主要投資対象＞ わが国の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）	
運用方針	・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場している株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得をめざします。 ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。 ＜マザーファンドの投資態度＞ ・主として、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高く、割安と判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準のインカムゲインの獲得をめざします。 ・中小型株式への投資にあたっては、「株式会社いちよし経済研究所」のリーサーチ力を活用します。	
主な投資制限	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・マザーファンド受益証券および上場投資信託証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。	
信託報酬等	年0.605%（税抜 年0.55%）	
主な関係法人	委託会社	: いちよしアセットマネジメント株式会社
	受託会社	: 株式会社りそな銀行
	再信託受託会社	: 株式会社日本カストディ銀行

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価 格 変 動 リ ス ク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
金 利 変 動 リ ス ク	REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。
信 用 リ ス ク	REITは、信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該REITの価格が下落する場合があります。したがって、信用状況の悪化に伴い基準価額が下落することがあります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。 また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。 さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。



投資リスク

流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
法制度等の変更リスク	REITおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

① 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ファンドが投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合は、ファンドを繰上償還させます。
- ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」の対象ですので、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ただし、投資対象とする外国投資証券におけるデリバティブ等の利用目的によっては、今後、課税の対象となる場合があります。

リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



投資リスク

参考情報

2019年3月～2024年2月

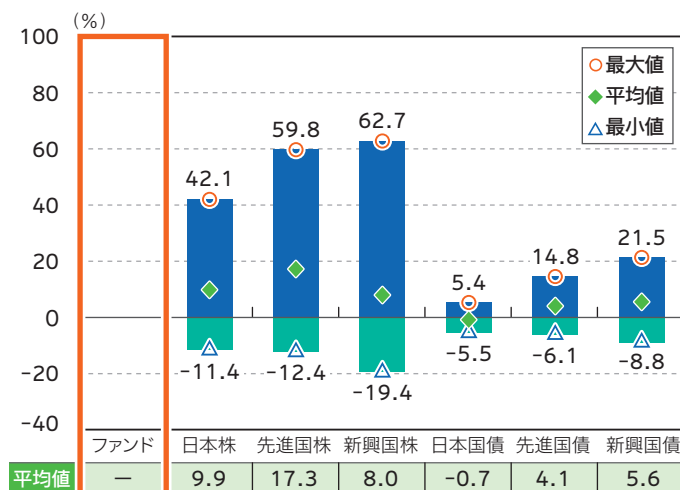
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは設定前のため、年間騰落率を表示できません。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
先進国株	MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債	NOMURA-BPI（国債）
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下、J P Xといいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



運用実績

2024年5月23日現在

ファンドは、2024年6月26日から運用を開始します。有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークがありません。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

※ ファンドの運用実績は、別途委託会社のホームページで開示する予定です。



手続・手数料等

お申込みメモ



購入時

購入単位

販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入価額

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：購入申込受付日の翌々営業日の基準価額

購入代金

販売会社が指定する日までにお支払いください。



換金時

換金単位

販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌々営業日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して、7営業日目からお支払いします。

申込締切時間

継続申込期間では、原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

※2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とする予定です。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入の
申込期間

当初申込期間：2024年6月10日から2024年6月25日まで

継続申込期間：2024年6月26日から2025年6月10日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

換金制限

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。

購入・換金
申込受付の中止
および取消し

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。

購入・換金
申込不可日

以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

・イースターマンデー

・5月1日

・クリスマス（12月25日もしくはその振替休日）の直前および直後の営業日



申込みに
ついて

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等



その他

信託期間	無期限（2024年6月26日設定）
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合は、繰上償還となります。 以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日（休業日の場合は翌営業日） 初回決算日（第1計算期末）は2024年9月10日
収益分配	年6回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 ※第1計算期末（2024年9月10日）には、収益の分配を行いません。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（ https://www.tokiomarineam.co.jp/ ）に掲載します。
運用報告書	3月・9月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2024年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

次ページへ続く



######



手続・手数料等

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年99万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
- ・信託事務等にかかる諸費用
- ・投資対象とする投資信託証券における諸費用等

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※「ファンドの費用」に記載する手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

※ファンドが実質的に投資するREITについては、市場の需給等により価格形成されるため、REITの費用は表示しておりません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税、復興特別所得税 および地方税

配当所得として課税
普通分配金に対して20.315%

換金（解約）・償還時

所得税、復興特別所得税 および地方税

譲渡所得として課税
換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2024年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間が到来していないため、該当事項はありません。

